

山梨県公報

第二千二百五号

平成二十四年

二月二十日

月 曜 日

目次

告示

保安林の指定施業要件の変更予定(三件).....	一〇九
市町村営土地改良事業計画の適当決定.....	一一〇
道路の供用開始(二件).....	一一〇
河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議.....	一一一
公告	
土地改良区役員の退任及び就任.....	一一一
公共測量の実施.....	一一二
正誤	
平成二十四年二月一日付号外第三号中.....	一一二
平成二十四年二月六日付第二千二百一号中.....	一一二

告示

山梨県告示第六十八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十四年二月二十日

山梨県知事

横 内 正 明

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南都留郡道志村(次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 主伐は、択伐による。

山梨県告示第七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十四年二月二十日

山梨県知事

横 内 正 明

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
南都留郡道志村(次の図に示す部分に限る。)
 - 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 次の森林については、主伐は、択伐による。
南都留郡道志村(次の図に示す部分に限る。)
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。)

平成二十四年二月二十日

山梨県知事 横内正明

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- （一）南都留郡道志村（次の図に示す部分に限る。）
- （二）保安林として指定された目的
- 水源のかん養
- （三）変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - （1）主伐に係る伐採種は、定めない。
 - （2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - （3）間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。）
- （二）指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
- 南都留郡道志村（次の図に示す部分に限る。）
- （一）保安林として指定された目的
- 土砂の流出の防備
- （三）変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - （1）次の森林については、主伐は、択伐による。
 - （2）南都留郡道志村（次の図に示す部分に限る。）
 - （3）その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
 - （4）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び道志村役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第七十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、北杜市長から協議のあった土地改良事業（五町地区基盤整備促進事業）の施行について当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成二十四年二月二十日

山梨県知事 横内正明

- 一 縦覧書類
 - 土地改良事業計画書の写し 条例の写し
- 二 縦覧期間
 - 平成二十四年二月二十一日から同年三月十六日まで
- 三 縦覧場所
 - 北杜市役所
- 四 異議申出期間
 - 平成二十四年三月十七日から同年三月三十一日まで

山梨県告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十四年三月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	四日市場上野原線	上野原市鶴島字飯米場四四九二番の一地先から上野原市鶴島字田代三四二番の内一一地先まで	八七〇・〇	平成二十四年二月二十二日

梨県告示第七十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延道路課において、この告示の日から平成二十四年三月十二日まで一般の縦覧に供する。

平成二十四年二月二十日

山梨県知事 横内正明

道路の種類	路線名	区間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	富士川身延線	南巨摩郡南部町大字十島字枯下 八三二番の四地先から 南巨摩郡南部町大字十島字枯下 八三二番の四地先まで	八〇・〇	平成二十四年二月二十日

山梨県告示第七十四号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県県土整備部治水課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年二月二十日

山梨県知事 横内正明

- 一 河川の名称 富士川水系 渋川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 左右岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 その一 右岸 笛吹市石和町砂原字青木三百十一番二から笛吹市石和町砂原字青木三百十六番二 その二 右岸 笛吹市石和町小石和字神明七百八十九番五から笛吹市石和町広瀬字前田五百四十三番一 左岸 笛吹市石和町小石和字神明五百五十六番五から笛吹市石和町小石和字神明六百八十六番二
- 四 管理を行う者の氏名及び住所
 - 1 氏名 笛吹市長 荻野正直
 - 2 住所 笛吹市石和町市部七百七十七番
- 五 管理の内容

- 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
 - 2 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一・〇メートルまでの範囲内にあるものについての維持
 - 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 六 管理の期間 平成二十四年二月二十日から道路を廃止するとき又は堤防の公用に廃止するときまで

公 告

● 土地改良区役員（昭和三十九年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、玉諸土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成二十四年二月二十日

山梨県知事 横内正明

一 退任

役職名	氏名	住 所	退任年月日
理事	中込 幹治	甲府市国玉町一六四番地	平成二十三年十月十四日
副理事長	小松 文治	同 里吉二丁目五番十八号	同
理事	内藤 隆明	同 蓬沢二丁目八八	同
同	石水 豊	同 蓬沢二丁目七 一一	同
同	萩原 寛	同 西高橋町三四三番地	同
同	内藤 周夫	同 西高橋町三三三番地	同
同	池田 勝	同 七沢町五七〇 八	同
同	河野 久子	同 七沢町七二番地	同

二 就任

同	同	同	監事	同	同
守家 寛一	大沼富士夫	杉山東世治	深澤 秀博	荻野 泰夫	三井 修一
同	同	同	同	同	同
里吉四丁目三番十五号	国玉町一一九番地一	向町八四二番地	向町七六二番地	上阿原町八七四番地	上阿原町六四六番地三
同	同	同	同	同	同

同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事	副理事長	理事長	役職名
守家 寛一	下條 久男	小池 喜仁	杉山東世治	荻野 泰夫	河野 功	福井 英人	内藤 周夫	秋山 和富	小松 文治	中込 幹治	氏名	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	住	
里吉四丁目三番十五号	国玉町一一七七番地一	向町六五九番地	向町八四二番地	上阿原町八七四番地	七沢町四八番地	七沢町二六番地	西高橋町三三二番地	蓬沢一丁目八番三号	里吉二丁目五番十八号	甲府市国玉町一一六四番地	所	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成二十三年十月十五日	就任年月日	

同	同	同	監事
大沼富士夫	藤巻 秀明	荻原 靖彦	古谷 和義
同	同	同	同
国玉町一一九番地一	上阿原町一五〇番地	西高橋町三二一番地	蓬沢一丁目六番十号
同	同	同	同

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、平成二十四年二月七日付けで大月市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。
平成二十四年二月二十日

山梨県知事 横 内 正 明

- 一 作業種類 公共測量（街区基準点等のパラメータ補正）
- 二 作業期間 平成二十四年二月十五日から平成二十四年三月三十日まで
- 三 作業地域 大月市内全域

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成二十四年二月六日山梨県告示第四十八号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）

七〇 上 一四 二九六三番一 一一九六三番一

平成二十四年二月一日目次欄中

一 上 三 平成二十三年度 平成二十四年度

平成二十四年二月一日掲載の平成二十三年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度の公告中

同 一

同 上

六 四

平成二十三年
度

平成二十四
年度

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番